



平成 21 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 アジアパシフィックシステム総研 株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 内山 毅  
(JASDAQ コード番号：4727)  
問 合 せ 先 上席執行役員ゼネラルサポート本部長  
井関 潔  
電 話 03 - 3985 - 4311

### 内部統制システムの基本方針の一部改定について

当社は、平成 21 年 1 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムの基本方針の一部改定について決議いたしましたのでお知らせします。(変更箇所は下線で示しております。)

#### 記

- (1) 取締役・使用人の業務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンス担当役員を配置する。グループ企業においても責任担当者を 1 社 1 名配置する。
  - ② 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
  - ③ 取締役、管理職使用人、一般職使用人に対して、階層別に必要な研修を実施する。また関連する法規の制定・改正、当社及びグループ企業で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
  - ④ 代表取締役は、内部監査室を直轄する。内部監査室は、代表取締役の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。
  - ⑤ 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に誤りが生じないようシステムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - ① 代表取締役は、取締役、使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
  - ② 会社は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも 10 年間保管し、管理する。
    1. 株主総会議事録
    2. 取締役会議事録
    3. 監査役会議事録
    4. 計算書類

5. その他取締役会が決定する書類

- ③ 取締役及び監査役は、常時上記②における文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク担当役員を配置する。グループ企業においても責任担当者を1社1名配置する。  
② リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会はただちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。  
③ 重要な非通常の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役の取引、親会社及び子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。  
④ 代表取締役、コンプライアンスならびにリスク担当役員は、コンプライアンス、適切なリスク管理のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告する。また、重大な不正事案等が発生した場合には、ただちに取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び監査役は、毎期、期初の取締役会において、全使用人の共通目的となる事業計画を策定し、取締役会において定期的にその結果をレビューする。  
② 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。  
③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、キャノングループ行動規範を遵守し、使用人全員への浸透を図る。当社グループの各取締役は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して行動規範に従い行動する。  
② 当社グループの取締役、使用人は、グループ各社における重大な事実を発見した場合は、コンプライアンス担当取締役に報告するものとする。代表取締役及びコンプライアンス担当役員は、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。  
また、コンプライアンス担当役員は、必要な場合、取締役会ならびに監査役会に報告する。  
③ 代表取締役及びコンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部門と協議の上、グループ企業が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。  
④ 親会社と親会社以外の利益が実質的に相反する恐れのある親会社との取引その他の施策を実施するにあたっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人に関する取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査役が行う。これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得るものとする。  
② 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。  
② 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、社内において実施される会議に参加できる。
- ② 監査役と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応します。

以上